

# 梅ヶ枝中央会計

## 2ヶ所以上からの役員報酬等

Q 2ヶ所以上から役員報酬を受ける場合の留意点は何ですか？

A 税務上・社会保険の観点から留意すべきです。

- ・源泉徴収…配偶者控除・基礎控除を全額控除できない場合、「従たる給与についての扶養控除等の(異動)申告」の提出
- ・社会保険…「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の提出

### 【源泉徴収】

主たる給与で配偶者控除・基礎控除を全額控除できない場合、「従たる給与についての扶養控除等の(異動)申告」が望まれます。

主たる給与…「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与。

従たる給与…主たる給与の支払者以外の給与の支払者が支払う給与。

(該当者)

①<②となる場合

- ① その年中に主たる給与等の支払者から支払を受ける給与等の総額の見積額から、給与所得控除額とその年中に支払う社会保険料及び小規模企業共済等掛金の控除額の見積額を控除した金額
- ② その人に適用される配偶者控除額、扶養控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額及び基礎控除額の合計額

(設例)月額報酬が10万円で、2ヶ所目の役員登用がされた場合

①		②	
給与等の総額の見積額	1,200,000	配偶者控除額	380,000
給与所得控除額	▲650,000		
社会保険料	$(5,688.9+8,388.8) \times 12$ ▲168,932.4	扶養控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額	0
小規模企業共済等掛金		基礎控除額	380,000
純額	381,067.6	合計	760,000

上記の場合は、申告が望まれます。

(提出時期)

従たる給与の支払時期

(提出先)

従たる給与の支払者

なお、原則として従たる給与については年末調整できませんので、所得者本人が確定

申告で所得税及び復興特別所得税の精算を行う必要があります。  
(タックスアンサーNo2520 より)

### 【社会保険】

「健康保険・厚生年金保険 被保険者資格取得届」の提出

(1)被保険者が同時に複数(2ヶ所以上)の適用事業所に使用されることにより、管轄する年金事務所または保険者が複数となる場合は、**被保険者が届出を行います。**

(2)届出の結果、選択した事業所を管轄する年金事務所(または健康保険組合)が当該被保険者に関する事務を行うこととなります。なお、健康保険組合を選択した場合であっても厚生年金保険の事務は年金事務所が行います。

(日本年金機構 HP より抜粋)